

老発0401第7号

平成27年4月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者の一部を改正する件」
の施行について

「厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者の一部を改正する件」（平成27年厚生労働省告示第200号。）が、平成27年3月31日に公布されたところである。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第1 改正趣旨

介護老人保健施設の開設者については、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項第1号に基づき、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者のみが許可を得られる。その他厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年厚生省告示第96号。以下「告示」という。）において定められている。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）における介護保険法の改正により、平成27年4月1日から地域支援事業として在宅医療・介護連携推進事業が行われることを踏まえ、医療と介護

の連携をより一層進めるための環境整備を図るため告示を改正する。

第2 改正内容

告示第9号の次に「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（第一号から前号までに掲げる者を除く。）」を追加することとする。

第3 適用期日

平成27年4月1日から適用する。

厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者の一部を改正する件
新旧対照条文 目次

○ 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）（抄）

○ 厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成十一年厚生省告示第九十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一 国</p> <p>二 独立行政法人地域医療機能推進機構</p> <p>三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人</p> <p>四 日本赤十字社</p> <p>五 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会</p> <p>六 健康保険組合及び健康保険組合連合会</p> <p>七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する国家公務員共済組合及び同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合及び同法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>八 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>九 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会</p> <p>九の二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（第一号から前号までに掲げる者を除く。）</p> <p>十 厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。）</p> <p>十一 厚生労働大臣が別に定める者</p>	<p>一 国</p> <p>二 独立行政法人地域医療機能推進機構</p> <p>三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人</p> <p>四 日本赤十字社</p> <p>五 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会</p> <p>六 健康保険組合及び健康保険組合連合会</p> <p>七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項に規定する国家公務員共済組合及び同法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合及び同法第二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会</p> <p>八 日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>九 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（新設）</p> <p>十 厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。）</p> <p>十一 厚生労働大臣が別に定める者</p>

